

びわの葉のお灸で病気が治る？

知らない人から電話がかかって、体調のことを聞かれ、足腰が痛いことなどを説明したら、**びわの葉のお灸**について説明された。



翌日には業者が自宅にきて、足に巻いたり、腰に巻いたりして体を温める健康器具をすすめられた。セットで**40万円以上**するものだった。

- 突然かかってくる勧誘の電話に注意してください。
- 見知らぬ人に、自分の健康状態などを話してはいけません。
- 業者は自宅に来て、その健康器具を体験させようとしています。
- 体験すると断りきれなくなる場合が多いようです。
- 買う意思がないときは、自宅に業者を入れないようにしましょう。
- 体験した後でも、買う意思がないときは、きっぱり断りましょう。
- もし買ってしまったら・・・

8日間は契約を解除することができます。

期間を過ぎていても、契約を解除できる場合があります。

「どうしよう」と思ったら、早めに消費生活センターにご相談下さい。

注文していないのに健康食品が送られてきた！

「注文のあった健康食品を代引きで送る」と電話があった。「注文した覚えはない」と伝えると、「確かに注文している。代金は2万円。支払わないと訴える。」と脅された。翌日業者が言ったとおり商品が届いた。

ひとこと助言



- 消費者が承諾していないにもかかわらず一方的に商品を送りつけられた場合、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません
- 商品が届いてしまっても、安易に受け取らないようにしましょう。
- 困ったときは、早めに西之表市消費生活センターにご相談下さい。

西之表市消費生活センター

22-1111 内線306



消費生活

みみより情報

No. 18
平成24年7月
発行/市消費生活センター
編集/市役所市民生活課
広報市民相談室
電話 22-1111 内線 306

この情報紙は、地方消費者行政活性化事業を活用して発行しています。

サラ金・ヤミ金への返済でお困りの方へ

7月23日(月)～7月24日(火)の2日間
17時から20時まで、夜間の電話相談を実施します。
予約は必要ありません。

担当職員が債務の状況をお聞きして、解決方法や法律相談等について電話でご紹介します。

借金問題は必ず解決できます。
一人で悩まず、まずお電話下さい。
いっしょに解決方法を考えましょう。

相談の電話 22-1149
または 22-1111
お問い合わせは
西之表市消費生活センター
22-1111 内線306



息子を名乗るオレオレ詐欺に注意！

「携帯電話の番号が変わった」「無料で電話機を変えられた」「風邪で声が出なくなった」「携帯電話が壊れたから、次はこの着信番号にかけて。」などという電話がかかってきます。このような電話がかかってきたら、まず詐欺を疑いましょう。まず、息子の以前の電話番号に電話してみるなど、事実を確認しましょう。不審な電話がきたら、家族や警察に相談・通報しましょう。

「外国通貨の取引」や「投資」を勧誘する封書や電話に注意してください。

送られてきた通貨取引の「パンフレット」と「申込書」



◆通貨購入予約権利申込書

老口の金額	金100,000円 (1000シリアポンド)
申込期間	平成24年1月1日(日)からなくなり次第終了
申込単位	1口・整数倍(申込例:10口 1,000,000円)
募集要項	個人様のみへの販売となります

※申込は個人様のみとなります。法人または海外在中の方はお申込みできません。
※シリアポンド: 8月10日から日本円への換金開始となります

申込日 平成 年 月 日
申込口数 口
合計金額 円

本申込書記載事項を承認の上、上記の予約権を申し込みいたします。

フリガナ
氏名
電話番号 携帯番号
性別 男・女
フリガナ
ご住所
ご入金予定日 平成 年 月 日 担当者名

※ご本人確認のため、公的書類の写しを1通添付して下さい。
(住民票・印鑑証明・運転免許証・パスポート等)

※ご不明な点は担当者までご確認ください

封筒は届いていませんか？と見知らぬ業者から何度も電話がかかってくる。

投資で損をした分を取り戻してあげるといわれた。



弁護士といっしょに自宅に来ると言っている。

「代わりに買ってくれたら、あとで必ず高い値で買い取ります。絶対損はしません。」と言われた。

世の中に簡単に儲かる話はありません。あやしいもうけ話に十分注意してください。

不審なハガキに関する相談が増えています。あわてて連絡してはいけません！

内容確認通知

平成24年 [甲] 360号

この度ご通知致しましたのは貴方が以前契約された訪問販売会社に対して未納料もしくは契約不履行に当該会社が管轄裁判所に訴状申請された事を報告致します。

当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは原告側からの最終勧告並びに御本人様と内容の正当性を確認する機関になります。

当センターが貴方に対して訴訟を起こしているのではありませんので予めご了承ください。又、点検商法や押しつけ商法等についてのご相談もお受け致します。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。尚、故意に放置しておく、相手方の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえ等をされてしまう事がありますので、十分ご注意ください。

※最近、個人情報悪用する業者の手口も見受けられますので、万が一身に覚えが無い場合でも早急にご連絡下さい。

受付時間 9:30~17:00 (土・日・祭日を除く)
(相談窓口)
日本紛争処理保全センター

どこの会社か、何の契約か、金額もはっきりしません。

相手を脅して、不安にさせようとしています。

理由をつけて相手に連絡させようとしています。

このような団体は存在しません。

《不審なハガキや電話がきたら》あわてて相手に連絡してはいけません。電話すると、結果的に個人情報を相手に話してしまうことになり、さらに不当な請求を受けることがあります。不審なハガキや電話が来たら、相手に電話する前に西之表市消費生活センターにお電話下さい。